

4 たばこ

(1) 代表目標項目の選定

たばこ分野においては、たばこ対策の具体的な行動目標である「4. 2 未成年者の喫煙をなくす」、「4. 4 禁煙支援プログラムの普及」、健康増進法の施行により注目が集まっているが、さらに対策の強化が必要である「4. 3 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及」の3項目及び(2)の新規目標項目を代表目標項目に選定した。

(2) 新規目標項目の設定

4. 5 喫煙をやめたい人がやめる

喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病予防の上で、たばこ対策は喫煙の課題である。平成17年2月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、この中で「たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置」をとることが求められている。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会においては、複数の都道府県健康増進計画において規定されている喫煙率減少のための目標設定も参考に、喫煙者のうち「やめたい人」が全員やめた場合(案1)、「やめたい人」の一部がやめた場合(案2)、成人の喫煙率を健康日本21が策定された当時のベースラインから半減させた場合(案3)の3通りの案を基に、これまで議論が重ねられてきた。

健康日本21において国民全体が参加できる国民運動としてはより多くの方が賛成しうる目標が望ましいことから、「喫煙をやめたい人がやめる」という方針・考え方を目標として設定することとした。この目標の下、喫煙の健康への影響についての普及啓発等を進め、健康づくりのために喫煙をやめたい人を増やすとともに、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。

4. 5 喫煙をやめたい人がやめる

(参考)

[喫煙率、禁煙希望者の割合]

	男性	女性
喫煙率	43.3%	12.0%
禁煙希望者の割合	24.6%	32.7%

(平成15・16年の国民健康・栄養調査)